

## 衆議院 厚生委員会議録第二十一号

昭和二十五年四月三日(月曜日)  
午後二時十五分開議

出席委員

委員長

堀川 恭平君  
理事青柳 一郎君 理事大石 武一君  
理事中川 俊思君 瑞穂知田アサノ君  
高橋 等君

出席國務大臣

幡谷仙次郎君 丸山 直友君  
亘 四郎君 厚生大臣 林 讓治君  
元君

出席政府委員

厚生事務官 木村忠一郎君  
(社会局長) 小山進次郎君  
厚生事務官 伊東 五郎君  
(社会局長) 小山進次郎君  
保護課長 伊東 五郎君  
建設事務官 山本 正淑君  
(保険局長) 川井 章知君  
専門員 引地亮太郎君

石武一君、中川俊思君及び岡良一君  
が議長の指名で委員に選任された。

同日

大石武一君、中川俊思君及び岡良一  
君が理事に補欠当選した。

三月三十日

児童福祉法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四三二号)

予防接種法等による国庫負担の特例  
等に関する法律案(内閣提出第一四  
四号)

同月三十一日

医療法の一部を改正する法律案(内  
閣提出第一四八号)(予)

四月一日

精神衛生法案(中川壽彦君外十四名  
提出、參法第三号)(予)

同日

薬事法改正に關する請願(田口長治  
郎君紹介)(第二〇一八号)

同外一件(原田雪松君紹介)(第二〇  
二九号)

医業分業制度確立に關する請願(久  
野忠治君紹介)(第二〇七六号)

同(赤松勇君紹介)(第二〇四八号)

同(橋本金一君紹介)(第二〇九九号)

理容師法の一部改正に關する請願  
(甲木保君外三名紹介)(第二〇七一  
号)

四月一日

委員今泉貞雄君、大石武一君、中川  
俊思君、岡良一君及び渡部義通君辞  
任につき、その補欠として大和田義  
榮君、丹羽彪吉君、佐藤親弘君、福  
田昌子君及び伊藤憲一君が議長の指  
名で委員に選任された。

同月三日

委員大和田義榮君、丹羽彪吉君、佐  
藤親弘君及び福田昌子君辞任につ  
き、その補欠として今泉貞雄君、大

九件(蓬澤寛君紹介)(第一一〇〇号)  
引揚醫師の國家試験受験回数制限緩  
和に關する請願(中山マサ君外二名  
紹介)(第二一一二号)

看護婦資格既得権者に國家試験の特  
例設定に關する請願(吉田省三君紹  
介)(第二一二〇号)

国立岩手・秋田・福島三療養所火災に  
よるり災者救援等に關する請願(圓  
谷光衛君紹介)(第二一三七号)

の審査を本委員会に付託された。

指名いたします。  
次に小委員及び小委員長選任の件に  
ついてお詰りいたします。一昨四月一  
日委員の今泉貞雄君、大石武一君、中  
川俊思君、岡良一君、渡部義通君がそ  
れぞれ委員を辞任されましたが、そ  
れに伴い結核対策に關する小委員会に  
おいて三名、医療制度に關する小委員  
会において四名、社会事業振興に關す  
る小委員会において四名、水道法に關  
する小委員会において一名の小委員  
が、それぞれ欠員になつておりますの  
で、この際その補欠選任を行いたいと  
存じますが、この選任の手続に關しま  
しては委員長より指名するに御異議あ  
りませんか。

○堀川委員長 次に生活保護法案を議  
題といたしまして、質疑を通告順に許  
すことにしておきます。丸山直友君。

○丸山委員 社会局長にひとつお伺い  
したいと思います。先般の公聴会にお  
きましても問題になつております。

公述人の青木秀夫氏からは、具体的  
に公述人の青木秀夫氏からは、具体的

に第八条の改正意見を述べられたので  
あります。このことは、この法律の

目的を完遂するためから申しまして  
も、また受給者が納得するといふよう

に第六条の改正意見を述べられたので  
あります。このことは、この法律の

目的を完遂するためから申しまして  
も、また受給者が納得するといふよう

ます。が、この補欠選任は延期すること  
にいたしますから御了承願います。

○堀川委員長 次に生活保護法案を議  
題といたしまして、質疑を通告順に許  
すことにしておきます。丸山直友君。

○丸山委員 社会局長にひとつお伺い  
したいと思います。先般の公聴会にお  
きましても問題になつております。

公述人の青木秀夫氏からは、具体的

に第六条の改正意見を述べられたので  
あります。このことは、この法律の

目的を完遂するためから申しまして  
も、また受給者が納得するといふよう

ます。が、この補欠選任は延期すること  
にいたしますから御了承願います。

ふうに考えておるのでござります。おなじく、このことについての、根本的ないろいろな問題があるわけでございますが、これについて各方面の知識経験のある人の御意見を聞くということは、また必要であるうといふうに考えられます。これについては、今後社会事業審議会とか、社会保障制度審議会においても、最低生活の水準について御研究になるようでござりますので、これらの方の審議会を通じまして、十分慎重に御研究を願うようにならしたいといふような話でござります。

○丸山委員 次に、同じくそのときに多く訴えられておりましたことは、民生委員が協力機関となることに対する不満があつたように聞いておるのであります。民生委員が、多少感情的に、協力機関となつたといふことをいやがると申しましようか、除外されたと感じたがために、不満が起つておるようにも考えられるのであります。が、今回の改正に不満を持つた場合に、この制度の運用の上に若干の支障を生ずる危険があるよう考えられます。が、その点の防止に関しては、何らかの具体策をお持ちになりますか。

○木村(忠)政府委員 民生委員を協力機関にいたしました点が、民生委員の独立性を高めたものとわれくは考えておるのでございまして、この点については十分に民生委員の方面にその趣旨を徹底いたしまして、本来の民生委員の活動をいよいよ積極化するようになっております。われくいたしましてはお願いいたしたい。これについては、金日本市民連盟委員を通じまして、今後の

民生委員の活動について、従来の役所の出先のような考え方から、独立して、役所を指導鞭撻するよう努めたい。たしていただきたい。そういうようにいたしまして、この措置によつて支障を来すことのないようにならしめた。實際において、その点について若干のうぶうに考えております。実は昨年の十二月一日から法的扶助のやり方についての変更を行つことにいたしました。誤解を生ずるような新聞記事等がありまして、これが非常に民生委員の一部の感情を悪化したということは確かにあります。この点については、われわれとしては、その新聞記事が地方の新聞記事でありますために、当初これを知らずにおりまして、後にその話を聞きましてから、その方面のことについては十分に了解の行くようにお話申し上げました。大体その方では御理解を得たような次第であります。

点について、相當に異論があつたよつて感じております。ことに現在民生委員を勤めております江津という方も、法律の中の村ですか町ですかの当局者が、本人の申入れを失念して放任したがために、遂に保護を受けることができなかつたという事実を聞いておるわけであります。こういう失念したこというような場合でも、三十日以内の間に通知がないと、それは却下したものとみなされてしまう。これは法的に忘れたというような落度があつたがために、それは法的には認められぬといふような危険があるのであります。これを三十日以内に必ず却下するとかせぬとかいうことを、はつきり通知するということに改めるよつた御意思はありますか。

○丸山委員 三十日以内に通知がない場合に、却下したものとみなされるのでありますから、救済の手段がそれによつて生ずるという御説明なんどござりますか。もう一度お聞きいたします。  
○木村(忠)政府委員 三十日たましで、何ら通知がない場合には、却下したものと申請者の側がみなして、これに対して不服の申立てをすることができるのであります。  
○丸山委員 次に四十九条の医療機関の指定でございますが、これはこの前も私一度質問しておりますと、健保険においては、診療を担当する者を指定しております。この法律は機関を指定していく。この間の関係をお尋ねしたこともあります。その当時の御説明としては、健保険においても機関を指定する方向に移つて来ておる。これは古い法律であるがゆえに、人を指定しておるのであるといふような御説明があつたのであります。しかるに竹内公述人の説明によりますと、逆の説明をしておるわけであります。が、ものを指定するということ、機関を指定するということに關する御見解をひとつ承りたい。

は、個々の医者を指定するようになりますが、これはずつと前からそういうことになつておるのであります。ただ最近実際に病院等に対しまして、個々の医者を指定するのが非常に煩雑であるというところから、一応病院長だけを保険医に指定いたしました。その病院の医者全部をこれに充て、便益的にとつておられたようになりますが、それは法律上適当でないといふことで、再びまた最近個々の医者を指定するということに相なつております。その場合との場合とでは、若干事情が違うわけであります。この場合には病院そのものが指定になるわけでありまして、医者全部を包含した病院、診療所が指定されることに相なるのであります。病院長が指定されまして、それによつて他の医師までが指定を受けたということになるのは、ややその事情が違うのであります。健保組合の方の関係とは、若干お話を達成するように私どもの方では理解しております。

第三十九条第一項第二号中「第四

十条第一項」を「第七十条第一項」に

改め、同条を第六十九条とする。

第四十条を第七十条とし、第四十

一条を第七十一条とする。

第四十二条第一号中「第三十九条」

を「第六十九条」に、「第四十条第二

项又は第四十一条第一項」を「第七

十条第三項又は第七十一条第一項」

に改め、同条を第七十二条とする。

第四十三条を第七十三条とし、第

四十四条を第七十四条とする。

第四十五条中「第四十二条」を「第

七十二条」に改め、同条を第七十五

条とし、第五章中同条の次に次の二

条を加える。

第七十六条 左の各号の一に該当す

る場合においては、医療法人の理

事、監事又は清算人は、これを一

万円以下の過料に処する。但し、

その行為について刑を科すべきと

きは、この限りでない。

一 この法律に基く政令の規定によ

る書類の備付を怠り、その書類

より登記を怠り、又は不実の登

記をしたとき。

二 第五十二条第一項の規定によ

る書類の備付を怠り、その書類

若しくは不実の記載をし、又は

正当の理由がないのに同条第二

項の規定による開設を拒んだと

き。

三 第五十四条の規定に違反して

剰余金の配当をしたとき。

四 第五十八条又は第五十九条第一

項若しくは第三項の規定に違

反したとき。

五 第六十四条の規定による命令

に違反して業務を行つたとき。

六 第六十八条において準用する

民法第五十一条第一項の規定によ

る財産目録の備付を怠り、又

はこれに記載すべき事項を記載

せず、若しくは不実の記載をし

たとき。

七 第六十八条において準用する

民法第七十条又は第八十一条第

一項の規定による破産の宣告の

請求を怠つたとき。

八 第六十八条において準用する

民法第七十九条第一項又は第八

十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

第七十七条 第四十条の規定に違反した者は、これを五千円以下の過料に処する。

診療所を開設しようとする社団又

は財團は、この法律の規定によ

り、これを法人とすることができる

る。

前項の規定による法人は、医療

法人と称する。

第四十条 医療法人でない者は、そ

の名称中に「医療法人」という文字

を用いてはならない。

第四十一条 医療法人は、その開設

する病院若しくは診療所に必要な

施設又はこれに要する資金を有し

なければならない。

第四十二条 医療法人は、その開設

する病院又は診療所の業務に支障

のない限り、定款又は寄附行為の

定めるところにより、左に掲げる

業務の全部又は一部を行うことが

できる。

一 医療團體者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所

の設置

三 第三十九条第一項に規定する

診療所以外の診療所の開設

四 その他保健衛生に関する業務

の設置

五 第三十九条第一項に規定する

診療所以外の診療所の開設

六 役員に関する規定

七 社團たる医療法人にあつて

は、社員たる資格の得喪に関する

規定

ない。

第四十四条 医療法人は、都道府県

知事の認可を受けなければ、これ

を設立することができない。

医療法人を設立しようとする者

は、定款又は寄附行為をもつて、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

医療法人を設立しようとする者

しない处分をするに当つては、あ

らかじめ、医療機関整備審議会の

意見をきかなければならない。

第四十七条 医療法人は、その主た

る事務所の所在地において政令の

定めるところにより設立の登記を

することによって、成立する。

第四十八条 医療法人は、理事会に

加えなければならない。但し、医

療法人が病院又は診療所を二以上

開設する場合には、定款又は寄附

行為の定めるところにより、管理

者のうち、一人又は数人を理事に

加えるをもつて足りる。

第四十九条 医療法人に監事を置い

た場合には、監事は、理事又は医

療法人の職員（当該医療法人の開

設する病院又は診療所の管理者そ

の他の職員を含む）を兼ねてはな

らない。

第五十条 定款又は寄附行為の変更

の五分の一をこえるものが欠けた

ときは、一月以内にこれを補充し

しなければならない。

第五十一条 理事のうち、その定數

の三分の一をこえるものが欠けた

ときは、一月以内にこれを補充し

しなければならない。

第五十二条 都道府県知事は、前項の規定に

よる認可の申請があつた場合に

は、都道府県知事の認可を受けな

ればならない。

第五十一条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚生省令で定める。

第五十二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間以内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができ

る。第五十三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十日で終るものとする。

第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第五十五条 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 定款をもつて定めた解散事由の発生

2 目的たる業務の成功の不能  
3 総会の決議  
4 他の医療法人との合併  
5 社員の欠亡  
6 破産

七 設立認可の取消

2 財團たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 事由の発生  
2 前項第二号、第四号、第六号  
又は第七号に掲げる事由  
3 第一項第一号又は第三号に掲げ

る事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をする

に当つては、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見をきかなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得て、これを処分する。

3 財團たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、理事が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の医療法人と合併をすることができる。

2 財團たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財團たる医療法人と合併をすることができる。

3 寄附行為をもつて定めた解散

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続は、厚生省令で定める。

第五十二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間以内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができ

る。第五十三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十日で終るものとする。

第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第五十五条 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 定款をもつて定めた解散事由の発生

2 目的たる業務の成功の不能  
3 総会の決議  
4 他の医療法人との合併  
5 社員の欠亡  
6 破産

七 設立認可の取消

2 財團たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 事由の発生  
2 前項第二号、第四号、第六号  
又は第七号に掲げる事由  
3 第一項第一号又は第三号に掲げ

3 医療法人が合併をするには、理性的三分の二以上の同意が必要である。

4 合併は、都道府県知事の認可を为に別段の定ある場合は、この限りでない。

5 合併は、都道府県知事の認可を受ければならない。但し、寄附行為に違反した場合は、この限りでない。

6 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

7 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

10 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

11 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

12 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

13 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

14 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

15 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

16 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

17 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

18 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

19 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

20 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

21 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

22 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

23 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

24 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

において選任した者が共同して行わなければならない。

6 医療法人が合併をするには、理性的三分の二以上の同意が必要である。

7 合併は、都道府県知事の認可を受ければならない。但し、寄附行為に違反した場合は、この限りでない。

8 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

10 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

11 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

12 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

13 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

14 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

15 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

16 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

17 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

18 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

19 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

20 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

21 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

22 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

23 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

24 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

25 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

26 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

開設しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

6 医療法人が合併によって設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む)を承継する。

7 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

8 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

10 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

11 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

12 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

13 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

14 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

15 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

16 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

17 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

18 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

19 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

20 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

21 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

22 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

23 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

24 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

25 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

26 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

6 医療法人が合併によって設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む)を承継する。

7 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

8 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

9 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

10 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

11 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

12 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

13 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

14 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

15 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

16 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

17 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

18 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

19 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

20 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

21 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

22 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

23 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

24 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

25 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

26 合併は、都道府県知事の認可を受ければ、その効力を生じない。

四十九条及び第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ、利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職務ヲ以テ」と、同法第四十二一条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「医療法人成立ノ時」と、同法第五十九条第三号、第七十七条第二項及び第八十一条中「主務官厅」とあるのは「都道府県知事」と、同法第七十四条中「破産ノ場合」とあるのは「合併及破産ノ場合」と読み替えるものとする。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に医療法人という文字を用いている者は、第四十条の規定にかかるわらず、この法律の施行の後二月間は、なお従前の名称を用いることができる。

○林国務大臣　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

すでに社会保険制度実施の具体的構想も、ようやく明確にならうとしておるのであります。しかし、この問題は、本制度実施にあたつてきわめて重要な内容をなすことは申すまでもないところであります。この問題の解決のためには、まず第一に医療機関、特に病院の急速な普及整備をはかる必要があるのであります。

すが、医療機関の整備につきましては、いわゆる公的医療機関の整備とあわせて、私的医療機関の協力態勢を整えることの緊急なことは申すまでもないどころであります。

議つて考えますときに、一昨年の第二回国会において制定されました医療法は、医療内容の向上をはかるため、

病院の規格として、最低限二十床以上

の病床を要求し、しかもその構造設備

については、近代医療を行うにふさわ

しい諸種の条件を具備することを要請

しておりますのであります。他面、現下

の経済情勢下におきましては、一般私

人の手による病院の建設、ないしその

補修維持等が、きわめて困難な実情に

あるのであります。

従つて、私人による病院の建設維持

等を促進するためには、何らかの形に

おいて、これがための資金の集積をは

かる措置を講ずることが、ぜひとも必

要と考えられるのであります。特に医

療法第十三条によりまして、診療所に

は、同一患者を四十八時間を超えて収

容できないこととなつた結果、一般の

開業医師の中には、教人ないしそれ以

上の負担による共同出資により病院を

建設し、あるいはこれを維持しようと

する場合が少くない現実を見ますとき

に、このことが痛感されるのであります。

しかも現況においては、医療法

は、医療事業の特殊性ないし非営利性

にかんがみ、商法上の会社等が病院、

診療所の経営主体となることを期待し

ておらず、かつまた都道府県知事にお

いても、かような経営主体に対しても

は、病院、診療所等の開設許可を与える

方針をとつてゐる現状であり、また他方すべての病院が、民法による公

益法人たる資格を取得するということ

もできないため、病院等を建設して、

医療事業を行おうとする場合において

も、その経営主体が法人格を取得する

ことが困難であつて、従つて資金の集

積、及びこれに伴う病院等の維持建設

のために、著しい困難を感じている状

況であります。この点にかんがみ、医

療事業の非営利性を考慮し、本事業の

経営主体に対し、容易に法人格取得

の道を与えるために、この際医療法の

一部を改正して、医療法人の章を追加

しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、可決せられるよ

う希望いたします。なお詳細のことにつきましては、政府委員よりお答えする

ことにいたします。

○堀川委員長　それでは再び生活保護法案について、丸山委員に質疑をしていただきます。

○丸山委員　なお指定の場合は、「開設者又は本人の同意を得て」ということ

に關して、前会御質問申し上げておりま

して、本人が指定せられることを希

望するものに対する対応としては、なるべく広く、これを指定するという方針である

ということは、承つておつたのであります。

また、ただいま厚生大臣の医療法の

一部を改正する法律案の提案理由の御

説明の中にもございましたように、医

療機関というものが、私的医療機関

といふものの協力態勢を整えるとい

うことが、現段階においては非常に必要

であるということが述べられたのでございまして、私もまことに同感なので

ございますが、これを指定する場合に

おいては、公的医療機関に主点を置く

といふふうなことが行われます御意思

でございません。健康保険におきます

る診療報酬、実際にはそれに準じまし

をもつておやりになるでしょうか。こ

の文章だけでは、本人の申出によるほ

かございませんけれども、一方的に同

意を求めるということによつて指定す

るというように考えられます。その

点どういうようにお考えでございま

ようか。

○木村(忠)政府委員　われくといた

しましては、医療機関はできるだけ広

い方がいいと思つておりますので、公

的医療機関のみならず、私的医療機関

にも広く御協力を願いたいというふう

に考えております。なお医療機関の指

定につきましては、省令によりまし

て、申請の手続をきめるといふように

いたないと考えております。

○丸山委員　しかば社会局長にお伺

いたしたいのでございますが、國と

して一環した診療報酬が国民健康保険

においては定められておらぬといふこ

とが今はつきりしておるのであります。

その定められておらぬ診療報酬

の例によつて、この生活保護法の診療

報酬とせられるということは、どうい

うことを意味するかということをはつ

たりしておきたい。

○木村(忠)政府委員　国民健康保険に

つきましては、その土地々々におきま

る診療報酬、実際にはそれに準じまし

て、市町村と保険者と診療担当者との

契約のある場合におきましては、健康

保険の診療報酬による。こういうふう

な契約内容を準用して、実際に運用し

て行く。こういう状況であります。

○丸山委員　しかば社会局長にお伺

いたしたいのでございますが、國と

して一環した診療報酬が国民健康保険

においては定められておらぬといふこ

とが今はつきりしておるのであります。

その定められておらぬ診療報酬

の例によつて、この生活保護法の診療

報酬とせられるということは、どうい

うことを意味するかということをはつ

たりしておきたい。

○木村(忠)政府委員　国民健康保険に

つきましては、その土地々々におきま

る診療報酬、実際にはそれに準じまし

て、市町村と保険者と診療担当者との

契約のある場合におきましては、健康

保険の診療報酬による。こういうふう

な契約内容を準用して、実際に運用し

て行く。こういう状況であります。

○丸山委員　ただいまの御答弁では、

まだ私には満足に納得が参らぬのでござりますが、社会局長は現在地方において行われる国民健康保険の実態を御承知のかどうかを、私は実は疑うのあります。地方において行われておりますの國民健康保険は、その給付の状況はその村の経済情勢によつて非常に左右いたされまして、非常な強い制限が行われておるところがあるのでござります。それは一部負担金の状態で、最もはなはだしい国民健康保険は九割まで本人負担で、国民健康保険はわざかに一割しか支給しておらないという診療報酬を定めておるものござります。また往診料は全部本人負担にして、そして往診を制限しようとしておる程度であるということではなく、その村の経済状態を基本として診療報酬が定められておる。すなはち診療の内容が、こういふうでなければならぬということは何ら考慮せられない診療報酬が定められておる実況であります。そういう場合に国民健康保険の診療報酬の例によるということとは、はなはだ不適当だと考えられます。その場合にはもちろん第一項によりまして、少くとも最低の医療が確保される。そういう場合に国民健康保険の定めとしないところには「厚生大臣の定め」とあるところによると、とされておるからよろしくとおつしやるかもしませんが、現実に非常にばら～である国民

○木村(忠)政府委員 本人の負担の点につきましては、これは実際のところは決して満足に納得が行きがたいのでござりますが、そういうばら～になつておる不安定な国民健康保険を標準にとるよりは、ほんどそれと同一線に行つておりますが、最も最低であると近ころ考えられておる健康保険といふもの診療報酬が、国として定められておるのでありますから、なぜそなへりきめられておるものを使用なさらないで、国民健康保険の診療報酬をとらなければならないかという必然性をお伺いしておるのであります。もしだいまの二項を使いになると、ほとんど全国の八割が九割くらいまで、最もはなはだしい国民健康保険は九割まで本人負担とし

て、残りの一割を国民健康保険によつておりまして、全体の十割といつては、これが診療報酬並びに診療方針の例によるといふことになるわけあります。經濟の状態によりましては、たとえば往診を制限するといったような点につましては、われくとしましては国民健康保険によりまして最低の医療が行われないものというふうに考えられますので、御指摘の通りの答弁となりますけれども、第二項によりまして、これにつまして必要な措置を講ずるようになつたないと考えておるのであります。ただ原則としましてはわれとしましては、健康保険そのものがきわめて不完全な診療を行つて、その土地におきますところの各種の医療機関の状況といったよなも、それといつたしましては、国民健康保険が、少くとも最低の医療が確保される措置をとりますことは適当ではないと、こういふうに考えておりますので、われわれといつたしましては、国民健康保険によつていたされた次第であります。

○丸山委員 非常に納得が行きがたいのでござりますが、そういうばら～になつておる不安定な国民健康保険を標準にとるよりは、ほんどそれと同一線に行つておりますが、最も最低であると近ころ考えられておる健康保険といふものの診療報酬が、国として定められておるのでありますから、なぜそなへりきめられておるものを使用なさらないで、国民健康保険の診療報酬をとらなければならないかという必然性をお伺いしておるのであります。もしだいまの二項を使いになると、ほとんど全国の八割が九割くらいまで、最もはなはだしい国民健康保険は九割まで本人負担とし

て、残りの一割を国民健康保険によつておりまして、全体の十割といつては、これが診療報酬並びに診療方針の例によるといふことになるわけあります。經濟の状態によりましては、たとえば往診を制限するといったような点につましては、われくとしましては国民健康保険によりまして最低の医療が行われないものというふうに考えられますので、御指摘の通りの答弁となりますが、その土地の事情によつてきまつておると思いましては、やはりその土地の事情によつて、その土地におきますところの各筋といふものはきまつておると思いましては、われわれといつたしましては、その土地のいわゆる診療報酬になるのだろうと思ひますか

○木村(忠)政府委員 自己負担の点につましては、自己負担の部分を加えましたものが、その土地のいわゆる診療報酬になるのだろうと思ひますか

○木村(忠)政府委員 木村(忠)政府委員 自己負担の点にとしましては、特にこれが国の医療体としまして非常に重要なものでござりますので、これよりも高いものになるということは、社会観念上適当でない。国民健康保険につきましては、特にこれが国の医療体としまして特にこれが国に影響すると、この医療が、それよりも高いものになるということは、社会観念上適当で、これよりも高いものにするということは、非常に重要なものでござります。従つて非常に重要なものでござりますので、これよりも高いものにするということは、社会観念上適當で、これよりも高いものにするということは別と云ふうに考えまして、こういふうにいたした方がよからうと存じます。

従いまして医療内容がはなはだしく悪化するという建前をとつておるものとしてはやはり一応先ほど申しましたように、国民健康保険といふものが施行されております。それでわれくとしましては、自己負担が多い少いということは問題にはならないのじやないかと私は考えております。それはわれくとしましてはやはり一応先ほど申しましたように、国民健康保険といふものが施行されております。範囲におきましては、これはやはり一応先ほど申しましたように、特効薬を制限するとか、つまり非常に方針を立てるということは、われくとしましてはやはりできがたいと一応考えておりましても、われくといたしましては、方針としてこうじう方針をとることはやはりできがたいと一応考えておりまします。

○山本説明員 国民健康保険につきましては、健保は違うのであります。診療報酬につきましては同じであります。お話を通り、それくの形態によつて一部負担は違うのであります。診療報酬につきましては、差異はない。たゞ例外的に、診療報酬を若干かえていたのであります。

○山本説明員 それでも、健保につきましては、診療報酬につきましては同じであります。お話を通り、それくの形態によつて、全体としましては、健保と健保ととの診療報酬自体についての差異といふものは、私の方では考えておらぬのであります。

○丸山委員 ただいまの国民健康保険の方が、ある場合においては質問なんですか、現在国民健康保険よりも医療の内容が低下しておるところが正いのではなかろうかと一応考

思つておる次第であります。

○丸山委員 それではごくしるうとの

課長のお言葉を聞きますと、大体のと

ころで医療の報酬が違つていいとす

るならば、むしろ丸山委員がおつしや

つたように、全国一律に通用のできる

健康保険というものを基準にしてなさつたらどうか。例外的の問題は、そのときによつてまた実情に即した処置がそれとしても、これはやはり全国一本の、どこへ行つても通用できる基準があるのですから、そちらに準ずるの私が当然の処置と思うのですが、いかがですか。その点は、医療の大体の方針が違わないということであれば、当然そうしたらしいと思うのです。

○木村(忠)政府委員 健康保険は、国民の中の一部の者と言いますか、労働者に対する保険であります。国民健康保険は、一應それを除きました国民全般を目標にした保険であります。従つてわれ／＼といったましましては、やはり国民健康保険が第一である。そしてそれがないために健康保険があるというならば、理論としては筋が通ると考えております。それともう一つは、国民健康保険におきましては、ある程度その土地の経済状態に応じまして、診療報酬に若干の差異を加えておりますが、確かに、その土地の社会事情と言いましておきます。それで、一般的社会通念上から言いまして、適当であろうと考えております。そしたらしますれば、やはりそちらの方による方が、一般社会通念上から言いまして、適当であろうと考えております。

○丸山委員 次に五十一条の指定の取消しの問題でございます。これもこの前一度お伺いしてございますが、取消しをする場合における、一方的の取消しに關して審議をする機関とか、本人の異議の申立てに対し審議するような機関は、どうしても必要と私は考ふるのでございますが、これを医師会とか、あるいは他の審議会のごとき形を持つたものにやらせるということをお

考ふになれませんでしょうか。これをもう一ぺん伺いたい。

○木村(忠)政府委員 この指定の取消しにつきましては、各種の事情を十分調査いたしましてやらなければならぬということは、お説の通りだると思ひます。ただ法律上そういう規定をいたしましても、運用といつしまして、手続につきましては、十分慎重を期するようにいたしたいと考えております。

○堀川委員長 では青柳委員。私は、ただいま丸山委員がお触れになりました他の点につきまして、要保護者の属しております世帯が自立更生をして、社会局長に質問をいたしたいと思います。

○青柳委員 私は、ただいま丸山委員がお触れになりました他の点につきまして、社会局長に質問をいたしたいと思います。

この法案の十三条におきまして、教育扶助が初めて規定されたのであります。しかしながら教育扶助は、特に未亡人の育英対策として最も重要な意識を持つておるものであり、ある程度は、義務教育以上の場合にも保護を与える道が開き得るならば、せひとも開いてみたいという気持を持つておるのほかに、環境によりまして差異を加えております。そしたらしますれば、やはりそちらの方による方が、一般社会通念上から言いまして、適当であろうと考えております。

○丸山委員 次に五十二条の規定によるものでございます。これもこの前一度お伺いしてございますが、取消しをする場合における、一方的の取消しに關して審議をする機関とか、本人の異議の申立てに対し審議するような機関は、どうしても必要と私は考ふのでございますが、これを医師会とか、あるいは他の審議会のごとき形を持つたものにやらせるということをお

考ふになれませんでしょうか。これをもう一ぺん伺いたい。

○木村(忠)政府委員 その点につきましては、この法の趣旨を徹底いたすようにならなければならぬのじやないかとわれ／＼も考えるのでござります。ただこの法案を立案いたします際におきましては、その点につきましての方針が、政府としてきつておりませんであります。そこで、そういうような規定を一応定めます。

○青柳委員 次に七十二条であります。繰替支弁の規定であります。その規定によりますと、その区域内に所存する保護施設または指定医療機関に限られておるのござります。ところが、そのほかに、たとえば身体障害者の更生援助施設のごときものも、この指定医療機関には該当しないものであります。が、多数の要保護者を収容する施設であるといふ点はかわらないのでありますから、これらの施設につきましても、繰りかえ支弁ができるようになります。

○堀川委員長 それでは丸山委員、住宅局長が見えておりますからどうぞ。

○丸山委員 住宅局長にお伺いいたしますが、当局の御意見を承らしていただきたいと思います。

○木村(忠)政府委員 お説すことにつけておるわけなんですが、大体これが、社会局長の御意見を承らしていただきたいと思います。

○伊東(五)政府委員 私らいたしましては、義務教育以外につきまして、もつともございまして、その他の施設につきましても、そういう必要なものがあろうかと存するのであります。

○丸山委員 お伺いしたいと思いますが、ただいまこの法に規定いたしておりますのは、保護施設及び指定医療機関だけでございまして、一応こういうことにいたしたのでありますけれども、この点につきましては、十分考究しなければならぬ点があるのではないかと考えております。

○青柳委員 次に八十四条の罰則でござりますが、この罰則によりますと、おしまいのところに「若しくは忌避した者」とその個人についての罰則のところにおきましては、教育扶助と一般の社会福祉という面から、またさらなるという面から見ますと、一應義務教育に限らざるを得ないという実情に相なつておきましては、教育扶助とのところにおきましては、教育扶助と一般の社会福祉とという面から、またさらなるという面から見ますと、一應義務教育に限らざるを得ないという実情に相なつておきましては、教育扶助とのところにおきましては、教育扶助と

○丸山委員 お伺いしたいと思いますが、たとえば高等學校などの卒業するまでの半年とか、あるいは一年前に父親が死亡して、家庭の生計が困難に陥つたといふ場合においては、その学生を中途で、大学から他の仕事につかせるということを考えられまするが、事情によりましては、できるなりそちらの方による方が、一般社会通念上から言いまして、適當であろうと考えております。

○丸山委員 お伺いしたいと思いますが、たとえば高等學校などの卒業するまでの半年とか、あるいは一年前に父親が死亡して、家庭の生計が困難に陥つたといふ場合においては、その学生を中途で、大学から他の仕事につかせるということを考えられまするが、事情によりましては、できるなりそちらの方による方が、一般社会通念上から言いまして、適當であろうと考えております。

上りになるだらうということを、一般では予想しておりますが、そういうことになりますと、大体何割、あるいは何倍くらいの家賃の値上がりといふもののが予期されおりましょうか。

○伊東(五)政府委員 これは地代家賃、統制令の範囲内でやつておりますが、固定資産税が現在の家屋税などよりも大分上りますから、それが家賃に転嫁していくということになりますれば、

一般に家賃がそれだけ高くなつて来るわけでござりますが、これは実は物価の方できめられますことで、そういう方式にきまるとも何とも私どもの方はまだ聞いておりませんが、庶民住宅などがありますが、これを全部家賃にかけているわけではありませんので、適当に割引いて賦課しておるような状況でございます。新しい税によつてどの程度の家賃になりますか、まだ見通しがつかないような状況であります。

○茹田委員 先ほどお尋ねいたしましたお答えの中で、本造の庶民住宅は、大体十坪が平均になつておるとおつしやいましたが、十坪は大体建坪だと思いますが、畳は大体何畳くらいになりますか。二十畳全部敷いてあるわけじやないでしょう。

○伊東(五)政府委員 大体十坪の家で十二、三畳くらい敷けると思ひます。二間から、小さな部屋だと三間でございますから……

○茹田委員 現在東京都内で普通間借りをいたしますと、大体六畳の間くらいたしましても、五、六百円程度の家賃をとられておる実情なのでありますけれども、こういうことは無論続

制令から見れば違反になつておるわけですけれども、こうしたものが今一般に行われているというふうに、私ども

の経験からしても考えておるのですが、こういう点について、建設省あたりで東京都内の実際の間代が、どういふふうになつておるかについての一応

まとまつた資料がありますかどうか。その点をお伺いしたい。あれはそれをいただきたいと思います。

○伊東(五)政府委員 実際の家賃調べは、「昨年に調査したもののがございまます。もし御必要ならば差上げてもよろしい」と思ひます。ただいまお話をやみ家賃の問題でござりますが、大量で

あります。しかしこれは必ずしも統制令違反になつておるとは限らないのであります。あの統制令は、昭和十三年五月、六百円とつておるのは事実あると思します。しかしこれは必ずしも統制令違反になつておるわけではございません。たゞこのときには十倍、それ以上に上つておれば違反ということになるわけであります。大量一間その当

時貸しておれば、そういう方式で行きますが、その当時は貸していなかつたとすれば新たな間代ですから、これは新たにきて行くわけで、必ずしもそれで違反になるか、どうかということになりますが、畳は大体何畳くらいになりますか。二十畳全部敷いてある

○茹田委員 先ほどお尋ねいたしましたお答えの中で、本造の庶民住宅は、大体十坪が平均になつておるとおつしやいましたが、十坪は大体建坪だと思いますが、畳は大体何畳くらいになりますか。二十畳全部敷いてある

わけじやないでしょう。

○伊東(五)政府委員 大体十坪の家で十二、三畳くらい敷けると思ひます。二間から、小さな部屋だと三間でございますから……

○茹田委員 現在東京都内で普通間借りをいたしますと、大体六畳の間くらいたしましても、五、六百円程度の家賃をとられておる実情なのでありますけれども、こういうことは無論続

行われております。そのかわり家主の方が非常に困つております。経営ができない、修繕費が出せない、管理費が

出せないということで非常に困つております。地方によつて事情が違いますが、お詫のようにもやみ家賃は相当横行しておるよう私ども見ておりま

す。まだ申しましてお尋ねになつておるよう私ども見ておりま

す。東京都の規格になつておるような十二畳の間では八百円くらい、大量ならば三百円、四百円といふような家賃であれば、これは新旧を問わず維持費等から考へて、大したやみでなくて承知できる価格だとさうか。しゆうございまじょうか。

○伊東(五)政府委員 新しくつくりましたものは、建設費から資本利子などを考慮してやりますと、二分の一の補助を出ししましても、先ほど申し上げたよ

うな家賃になります。これが当然だらうと思います。ただ古い家は相当資本の償却もしておりますし、それでストップ令が働いているわけでございまして、古い家も資本の再評価をいたしまして、それで家賃をきめて行くということになりますと、一へんにはね上がる

○茹田委員 資料がありましらうございます。たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござりますか。

○伊東(五)政府委員 全国の調査でござります。この一年の御調査といふのは、これは東京都のものでござりますか。

○茹田委員 この一年の御調査といふのは、これは東京都のものでござりますか。

○伊東(五)政府委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

○茹田委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

○伊東(五)政府委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

豊間を貸そうというふうな場合、大体どれくらいが適当の値段になつている

貸間をする場合に、幾らくらいが適当でしょか。

○伊東(五)政府委員 古い家で新しく

外人に当然保護しなければならぬと

いうことになつて来ないのであります。ただ現在ではその点が不安定な状態にあります。従いまして趣旨としては、わ

かれてはやはり同様に扶助しておられるつもりであります。

○伊東(五)政府委員 そのことは法の条文でな

くても、何か施行細則にでも書いてお

かないと、その趣旨が十分に伝わらないといふことが、起りやしないかといふことがあります。実際問題としては、わ

かれてはやはり同様に扶助しておられるつもりであります。

○伊東(五)政府委員 そのことは法の条文でな

くても、何か施行細則にでも書いてお

かないと、その趣旨が十分に伝わらないといふことが、起りやしないかといふことがあります。従いまして趣旨としては、わ

かれてはやはり同様に扶助しておられるつもりであります。

○木村(忠)政府委員 現在日本の国際関係は、まだはつきりしていません。

○伊東(五)政府委員 古い家で新しく

わけでござります。やからしく申しますと、国際関係が確立いたしましたな

らば、つまり公の保護を必要としたまつと見当がつかないのでござりますが、あるいは何か物価の方にでもお尋ねになつたらお答えができるかもしれません。

○茹田委員 この一年の御調査といふのは、これは東京都のものでござりますか。

○伊東(五)政府委員 全国の調査でござります。たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござりますか。

○茹田委員 この一年の御調査といふのは、これは東京都のものでござりますか。

○伊東(五)政府委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

○茹田委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

○伊東(五)政府委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

○茹田委員 たゞ今年の御調査といふのは、これは東京都のものでござります。

す。これについては公述人側の意見を丸山委員からお引きになりましたが、社会局長の方では、物価の変動その他と見合せてかえて行くためには、そういう審議会によらないで、厚生大臣の責任としてやつた方がいいというお考えと、またもう一つは、財政面とにらみ合せて始めた方がいいというお考えのように私は伺つたのであります。しかし厚生大臣の責任についても、結局社会局の保護課あたりで二、三の人がきめてやるというふうに、この間の公聴会では言われたわけですが、そういうところできめるよりは、もつと広い適当の範囲の人たちを網羅した審議会をつくるなり、あるいは現行の社会保障制度審議会の制度でも役立つ得るならば、そういう制度にして、もつとそういう広い範囲の適当の人を集めた専門的な機関でした方が、時宜に合つた変化を考える点から言つても、厚生省内の課の一つの仕事をとしてやるよりはいいのじやないかと思います。それから財政的な点からいたしましても、今までこの委員会で、新しい憲法の規定に基く健康で文化的な、生活基準といふものははどういうものかと各委員が聞きましたところ、社会局長は一貫して、それは国の財政状態とにらみ合して、というような非常ににつきりしない御答弁でありましたけれども、少くとも健康で文化的なという以上は、國の状態がどうあるうとも、やはり最低の生活の維持というものは必要じやないけれども、少くとも生活して子供を育てて行くことができるという最低の線は、國の經濟がどんなに破壊しておつ

でもやはりあると思うのであります。ただのものが、憲法二十五条を擴張してやる以上は、やはり私はあるべきだと思います。高度の健康で文化的な生活というと、きりはないのであります。國の經濟状態いかんにかかわらず、それがなければ健康にならない。不健康になつてしまつて、それ以上の成長や民族の發展ということは、考へられなくなるといふ一線があると思う。それならば、それはそういう財政的に縛られやすい官厅内の一課で考へられるよりは、自由な立場で考へて行くことの方が、もつと合理的な算定ができると思うので、公職会の人たちが口をそろえて主張しておられたように、そういう基準をきめるための適当な機関をぜひきめられて、そこでやつていただきたいとなる余地があるかどうか、お聞かせいただきたいと思うのであります。

に考えるのでありまして、結局労働者の生活のエンゲル係数が六七%というような状態といふものは、きわめて不健全な国家の状態であります。そういう際でござりまするので、普通の状態から考えて最低の線を維持することは、きわめて困難であろうと思うのであります。それで現在の段階においては、どこが最低の線になるかということをきめることは、きわめて困難であります。これにつきましては、それ／＼の専門家の意見等も従しております。なぜ／＼それにつきましては、わかりであります。なか／＼それにつきましては、その点につきましては、やはりその基準のきめ方をどうするかということについて、せひととも權威あるものを得たいと思つておるのをござします。この点を社会保障制度審議会におきまして、取上げまして、国民の最低生活の線をどこに引くかということを御研究くださるよう願つておるのであります。その結論が出ますることを、一日千秋の思いで待つてゐるような次第でございます。そういうものに従いまして、われ／＼としては措置いたしたいと思つております。

○木村(忠)政府委員 現在社会保険制度審議会におきまして、最低生活の問題を取上げておりますので、その方の御研究をまちまして、われくとしましてはできるだけその線に沿うよう努力いたして参りたいと、こう思つております。ただ現在のところでは、まだ有権的な、そういう適當な資料といふものを持ち合せておりませんので、一応そういう有力な機関におきまして、審議されているものを基礎にして、審議されているものを基礎にして、検討して参りたいとこうたしまして、検討して参りたいとこう思つております。

○西田委員 私は社会局長のおつしやることはわかるのですけれども、今までの経験から見ましても、社会保険制度審議会の意見といふものは、これは意見として聞くといふだけのことであつて、それが決定機関になつていなければ、そのためにいい意見が出ても、用いられないなくて済むということがあるのです、その点で用いられなかつた点がたくさんあると思うのです。それだけでなく、この委員会は社会局長が保護課長がお入りになつてもよいわけなんですが、そして協力してこの結論を出すというような、もつと権威ある基準をきめる機関として、やつぱり常置的なものが設置される必要があるということが、私はこの間の公聴会の御意見だつたと思うのですし、私もその方がいい、それでなければいけないと考えるわけなんです。それでなければ、意見として聞きおくというのでは非常に権威がない。いつでもそれは国の財政の都合では実現されないということになるので、それでは国民が権利として与えられた最低生活の権利といふもの

りそういうふた話問機関という形でなく、そこで大体の基準がきまるようないくに、これも今後の社会局の鍛練決定機関に、しておいでになる、そういう方面的の専門家を決して除外するわけでないのにお考えになるのですか。

○木村(忠)政府委員 現在の制度といたしましては、各種の審議をいたしますものは、大体それは諮問機関になると、御一緒になつてやつしていただけれど、御一緒にいるのが普通でござります。ただばいいのですが、そういうものがいいと思うのですが、それはどういうふうにお考えになるのですか。

○木村(忠)政府委員 現在の制度といたしましては、各種の審議をいたしますものは、大体それは諮問機関になると、御一緒にいるのが普通でござります。ただ諮問機関といつもの非常に有力なものでございまするならば、その諮問機関に諮りましたことは、どうしても実施しなければならぬということに相なるだらうと思います。社会保障制度審議会は私どもの見るところによると、その審議の回数等におきましても、審議する人の額ぶれ等を見ましても、きわめて有力なる審議機関であるよう思われるのです。現にそこへ配付いたしました趣旨に従いまして、生活保障制度の改善という線が、それぞれ出て来るということになるわけであります。われくといたしましては、この機関といつものが、現在の機構としましては最も強力なものであると、こういうふうに考えまして、この意見を待つておる次第でござります。

○若田委員 それではその次の点についてお伺いしたいのですが、これは社会事業協会理事長の青木さんの御意見だつたのですが、やはりこれだけはつきりした生活保護法の画期的な改正といふものがある以上、一番大切なのは、予算的な措置なので、予算の点をもつ

と明記してもらいたいと、いう御要望があつたわけです。これは社会保障制度審議会の意見書の中につて、最初の法案ではつきり出ておつた。いつか私がお尋ねしたときに、これは屋上だから別にその点は書く必要もないだらうというような局長の御意見であった。その条項に私は該当していると思うのです。つまり国家として、また都道府県とか、市町村とかいうものが、この法案の実施に必要なだけの十分な費用をとらなければならぬといふ一条だと想うのですが、これはやつぱり私は局長が言われましたけれども、実際を言えば、法案に書いてあるものが実施できないような費用ではないはずなんですから、今までこの委員会で通しました、たくさんあるのが、この委員会で通しました、たくさんあるのが、たくさんあるので、せつからういうようないわゆる定期的な変更をなされないのであれば、やはり最初あなた方がござらんになつたように、これがひよつと行われないという、おそらく老婆心の想うのですが、これはぜひ生かしておいて、はつきり国や、都道府県や、市町村の責任のある支出、ということをまずやらせるようにして、どう思つてますが、その点についてどう思つて、はつきり国や、都道府県や、市町村の責任のある支出、といふこと申しますと、われくが最初この法案に書こうと思つましたような条項は、書いても善くとも、法律解説上から見ると同様でございまして、当然出さなければならぬものは、出さな

ければならぬということになるわけがあります。ただ財政上青木社会事業協会の理事長が申されましたようになつたことは、これは現行の法制になつております。その点はそういう書き方で法律上するということは、現在では困難だらうと思います。しかしいずれにいたしましても、足りないといふ場合におきましては、政府といつた場合は、当然追加予算の措置と言いますか、予算補正の措置を講じなければならぬということになつまつて、これはここに書いてあります。その處は書いてなくとも同じことであるといふことを申し上げます。

○ 茂田委員 青木さんの言われたことについては、以前の法案に書いてあつた条項に該当することではなかつたのですか。もつと違つたことでしょつか。私はそういうふうに理解したのですが……

○ 木村(忠)政府委員 これは戦争中に軍事費なんかをやるときにはつたよう強力な措置でございまして、青木さんの言われましたのは、そういうふうなことはちよつと現在の建前からいふたしますと、できないのでございます。

○ 茂田委員 その点は社会局長は、たゞたびもしも今年度の予算で不足の場合年度中でも追加予算を組むと言つておいでになつておりますので、私はその一言を信用して、足らなければ年度中でも追加していただける、こう思つて、いいわけでありますけれども、法律の体裁上あまりかつこうよくないといふ復活していただきたいと思います。

○ 木村(忠)政府委員 これは一応書いたのでございますけれども、法律の体裁の立場から除いたわけでございます。やはり当然なことを法律に書くといふことは、あまりかつこうよくないということです。それで、やはり法の前の方に書かれて、やはり政府としてそれだけの責任を持つて新しく改正された法案は実施するのだということは、私は責任として書かなければいけないと思う。

これは個人の意見ではなくて、今あなたが大々的に御賞賛なすつたその委員会の要請でもある点から、ぜひこれは実現していただきたい、かように考へてあります。それが、國の責務として明らかに保護をしなければならぬということになりますように、國として当然の保護をしなければならぬといふことは、あまつたふうな強い御決意が社会局におなりになるとすれば、少くともこれは決して私は屋上にならないと思うので、いいわけでありますけれども、そういうふうな御意見でしょか。

○ 木村(忠)政府委員 法律上の点から申しますと、法律を要約して申し上げますと、予算の線上げ充用と線下げ使用ができるようになります。线上げ充用といふのは、どういうことですか。

○ 茂田委員 具体的などういうふうなことですか。

○ 木村(忠)政府委員 これは専門的に申しますと、青木さんが申されたことを要約して申し上げますと、予算は小山さんから申していただきます。

○ 小山政府委員 青木さんが申されたことを要約して申し上げますと、予算は小山さんから申していただきます。

では抜いてくれというような意向は、どちらも受けていなかつた。従いまして、これは法の体裁上、こういうものはつくりした決意を示すと言われるのは、どうしてでも悪く解釈するよたつたら、あの程度のことをうたつたのですが、そうでなくて、それだけはつくりした決意を示すと言われるのは、どうしてでも悪く解釈するよたつたら、あの程度のことをうたつたのですが、そうでなくて、それだけではありませんが、そううでなくして、それを書くことが適当でないということかを書くことかが適當でないといふことにあります。除くことにつきましては、除くことによつてなまけようといふことです。えらそなことを言つていらっしゃるが、その精神が出ているから

おしつかえなかろう、こう考えておるの  
であります。その点につきましては、われ  
はわれとしましては、立法機関で  
御審議なさるのでありますから、尙と  
も申し上げるわけには行かないと思  
います。

○**菊田委員** 別にあなたの方で異存は  
ない。かえるならば別にさしつかえな  
い。ただ体調上の問題だといふことを  
承つておけば、私どもの方としても非  
常に安心して審議できるわけだと思います。

もう一つお聞きしたいのですが、「こ

れはやはり公聴会で全面的に皆さんが

要求しておいでになつた。特に千葉か

らおいでになつた助役さん、直接に生

活保護法の実施の最前線にある施行機

関の責任の方がおつしやつた中に、や

りこれは費用の問題で、こんなりつ

ぱな法律ができる。これが地方の責

任だけでやるということは非常に困る

ので、国庫で全額負担してやつてあり

いたい。こういうふうな御意見があ

ました。これはほかの施設の方たちか

らも、やはりそういう点は全額国庫負

担にしていただきたいという御要望

があるわけですが、この点をうつたま

るといふこともお考えになつて、こ

れをそいうふうな形に改められるよ

うな御意向はいかがでしようか。

○**木村(忠)政府委員** 生活の扶助——

何と申しますか、生活に窮屈いたしま

わゆる沿革的に見まして、隣保相扶の

関係から出て来るのであります。最

低——最低と申すとおかしいのであり

ますが、一番下の組織、行政組織と申

しますか、そこで一応考えるのが最

もです。

○**菊田委員** ついでにお伺いしておき

ます。この点につきましては、今後の情

勢によりましては、負担の割合は相當考

ります。

○**菊田委員** 别にあなたの方で異存は

ない。かえるならば別にさしつかえな

い。ただ体調上の問題だといふことを

承つておけば、私どもの方としても非

常に安心して審議できるわけだと思います。

もう一つお聞きしたいのですが、「こ

れはやはり公聴会で全面的に皆さんが

要求しておいでになつた。特に千葉か

らおいでになつた助役さん、直接に生

活保護法の実施の最前線にある施行機

関の責任の方がおつしやつた中に、や

りこれは費用の問題で、こんなりつ

ぱな法律ができる。これが地方の責

任だけでやるということは非常に困る

ので、国庫で全額負担してやつてあり

いたい。こういうふうな御意見があ

ました。これはほかの施設の方たちか

らも、やはりそういう点は全額国庫負

担にしていただきたいという御要望

があるわけですが、この点をうつたま

るといふこともお考えになつて、こ

れをそいうふうな形に改められるよ

うな御意向はいかがでしようか。

○**木村(忠)政府委員** 生活の扶助——

何と申しますか、生活に窮屈いたしま

わゆる沿革的に見まして、隣保相扶の

関係から出て来るのであります。最

低——最低と申すとおかしいのであり

ますが、一番下の組織、行政組織と申

しますか、そこで一応考えるのが最

もです。

○**菊田委員** ついでにお伺いしておき

ます。この点につきましては、今後の情

勢によりましては、負担の割合は相當考

ります。

○**菊田委員** 别にあなたの方で異存は

ない。かえるならば別にさしつかえな

い。ただ体調上の問題だといふことを

承つておけば、私どもの方としても非

常に安心して審議できるわけだと思います。

もう一つお聞きしたいのですが、「こ

れはやはり公聴会で全面的に皆さんが

要求しておいでになつた。特に千葉か

らおいでになつた助役さん、直接に生

活保護法の実施の最前線にある施行機

関の責任の方がおつしやつた中に、や

りこれは費用の問題で、こんなりつ

ぱな法律ができる。これが地方の責

任だけでやるということは非常に困る

ので、国庫で全額負担してやつてあり

いたい。こういうふうな御意見があ

ました。これはほかの施設の方たちか

らも、やはりそういう点は全額国庫負

担にしていただきたいという御要望

があるわけですが、この点をうつたま

るといふこともお考えになつて、こ

れをそいうふうな形に改められるよ

うな御意向はいかがでしようか。

○**木村(忠)政府委員** 生活の扶助——

何と申しますか、生活に窮屈いたしま

わゆる沿革的に見まして、隣保相扶の

関係から出て来るのであります。最

低——最低と申すとおかしいのであり

ますが、一番下の組織、行政組織と申

しますか、そこで一応考えるのが最

もです。

○**菊田委員** ついでにお伺いしておき

ます。この点につきましては、今後の情

勢によりましては、負担の割合は相當考

ります。

○**菊田委員** 别にあなたの方で異存は

ない。かえるならば別にさしつかえな

い。ただ体調上の問題だといふことを

承つておけば、私どもの方としても非

常に安心して審議できるわけだと思います。

もう一つお聞きしたいのですが、「こ

れはやはり公聴会で全面的に皆さんが

要求しておいでになつた。特に千葉か

らおいでになつた助役さん、直接に生

活保護法の実施の最前線にある施行機

関の責任の方がおつしやつた中に、や

りこれは費用の問題で、こんなりつ

ぱな法律ができる。これが地方の責

任だけでやるということは非常に困る

ので、国庫で全額負担してやつてあり

いたい。こういうふうな御意見があ

ました。これはほかの施設の方たちか

らも、やはりそういう点は全額国庫負

担にしていただきたいという御要望

があるわけですが、この点をうつたま

るといふこともお考えになつて、こ

れをそいうふうな形に改められるよ

うな御意向はいかがでしようか。

○**木村(忠)政府委員** 生活の扶助——

何と申しますか、生活に窮屈いたしま

わゆる沿革的に見まして、隣保相扶の

関係から出て来るのであります。最

低——最低と申すとおかしいのであり

ますが、一番下の組織、行政組織と申

しますか、そこで一応考えるのが最

もです。

○**菊田委員** ついでにお伺いしておき

ます。この点につきましては、今後の情

勢によりましては、負担の割合は相當考

ります。

○**菊田委員** 别にあなたの方で異存は

ない。かえるならば別にさしつかえな

い。ただ体調上の問題だといふことを

承つておけば、私どもの方としても非

常に安心して審議できるわけだと思います。

もう一つお聞きしたいのですが、「こ

れはやはり公聴会で全面的に皆さんが

要求しておいでになつた。特に千葉か

らおいでになつた助役さん、直接に生

活保護法の実施の最前線にある施行機

関の責任の方がおつしやつた中に、や

りこれは費用の問題で、こんなりつ

ぱな法律ができる。これが地方の責

任だけでやるということは非常に困る

ので、国庫で全額負担してやつてあり

いたい。こういうふうな御意見があ

ました。これはほかの施設の方たちか

らも、やはりそういう点は全額国庫負

担にしていただきたいという御要望

があるわけですが、この点をうつたま

るといふこともお考えになつて、こ

れをそいうふうな形に改められるよ

うな御意向はいかがでしようか。

○**木村(忠)政府委員** 確かに都道府県

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年五月一日發行